

令和7年第5回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月22日(木) 午前8時25分から午前8時56分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (8人)
10番 善岡 浩樹 (会 長) 7番 松田 力 (会長代理)
1番 永井 稔 2番 高田 秋光 3番 山外 明人
~~4番 植松 春雄~~ 5番 川島 史伸 6番 澤田 正人
~~8番 川瀬 崇~~ 9番 藤崎 正雄
4. 欠席委員 (2人) 4番 植松 春雄 8番 川瀬 崇
5. 議事日程
第 1 会議録署名委員の選出 藤崎 正雄 永井 稔
第 2 会議書記の指名 東海林局長、滝上推進員、阿部主事
第 3 農政報告 参 与 井口課長
第 4 会務報告 事務局 東海林局長
第 5 議事参与の制限 あり (○○○○、○○○○、○○○○)
第 6 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
第 7 議案第11号 農地法第18条第6項の規程による合意解約について
第 8 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積
等促進計画の承認について
第 9 議案第13号 農地所有適格法人の要件確認について
6. 農業委員会事務局職員
東海林孝行事務局長・滝上和昭農地推進員・阿部久仁光主事
7. 参与
井口純一産業課長

| | |
|-----------|--|
| 事務局長(東海林) | <p>みなさんお疲れ様です。 本日は8名の委員が出席しており定足数に達しておりますので、 只今から令和7年 第5回農業委員会総会を開催いたします。 それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 会 長 (善岡) | <p>おはようございます。田植えの最中の方やもう終盤の方もいらっしゃるかと思います。畑作業をされている方も、天気がここ数日大変よくて、作業も順調に進んでいることと思います。大きな事故の話も聞いておりませんし、この調子で天気を見ながら作業を進めて頂きたいなと思っております。それでは早速会議に入りたいと思います。 これより令和7年 第5回農業委員会総会を開催致します。</p> |
| 議 長 (会長) | <p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 9番藤崎委員・1番永井委員にお願い致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、東海林事務局長 滝上農地推進員 阿部主事 を配置いたします。</p> |
| 議 長 | <p>日程第3 農政報告 井口産業課長お願いします。</p> |
| 参与 (井口) | <p>おはようございます。今ほど会長からお話ありましたが、先週来田植えも順調に町内進んでおります。今の所事故も無く順調に進んでいるものと思われまます。今年度で39回を数えるひまわりまつりが、7月20日から8月18日まで開催を予定しております。本年度は1つ大きな取組がございます。本年度より町外の来場者には駐車料金をいただくこととなります。2輪自動車は100円、小型並びに普通自動車は500円、大型自動車は1000円、精算機を設置し支払う流れとなります。初めての試みでこういった反響があるかなというところではあります。異常情報提供でございました。</p> |
| 議 長 | <p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p> |

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限が議案第11号及び12号で〇〇〇〇に、議案第13号で
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇にかかります。

それではこれより、報告1件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規程による相続の
届出について、事務局より説明願います。

事務局長

5頁をお開き下さい。

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出につい
て

農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得した旨の
届出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和7年5月22日提出

6ページをお開き下さい。

権利取得者 ○ ○ ○ ○さん

権利委譲者 父の○ ○ ○ ○さん。令和 7年1月14日に亡くなら
れ、相続するものであります。

土地の所在は美葉牛59番地2、外10筆です。

田が9筆、畑が2筆で合計面積 87,024.00 m²です。

土地の所在は資料1ページに航空写真を添付しておりますので、ご参照
下さい。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑無し】

議 長

次に日程第7 議案第11号 農地法18条第6項の規定による合意解約について、ここで〇〇〇〇に議事参与の制限がかかります。それでは事務局より説明願います。

事務局長

7頁をお開き下さい。

議案第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和7年5月22日提出

8ページをご覧下さい。

番号 7-5 合意解約

貸主 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表理事 〇〇 〇〇

借主 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

土地の所在は碧水198番地3

田が1筆で、面積が8,345㎡です。

資料2ページに航空写真があります、黄色の箇所が該当となりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号7-5について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号7-5について承認いたします。

次に番号7-6について説明願います。

事務局長

9頁をご覧ください。

番号 7-6 合意解約

貸主 ○○○○○○○○○○○ 代表理事 ○○ ○○

借主 ○○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○

共に7-5と同じです。

土地の所在は碧水198番地1

田が1筆で、面積が 11,043 m²です。

こちら資料2ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号 7-6について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号 7-6について承認といたします。

日程第8、議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について、7-5について、○○○
○に議事参与の制限がかかります。それでは、事務局より説明願います。

事務局長

10ページをお開き下さい。

議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律により、北竜町から意見を求められた別紙の農用地利用集積等促進計画について議決を求める。

令和7年5月22日提出

11ページをご覧ください。

番号 7-5

所有権の設定を受ける者 北海道農業公社

所有権の設定をする者 ○○○○○○○○○○○

管理権の種類内容は、売買です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、碧水198番地1 外1筆、

田が2筆で 面積は 19,388 m²となっております。

資料2ページに航空写真、3ページに要件確認のチェックリストを載せておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号 7-5について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-5について承認といたします。

ここで○○○○の議事参与の制限を解きます。

次に番号7-6について説明願います。

事務局長

12ページをご覧ください。

番号7-6

所有権の設定を受ける者 ○○○○○○○○○○○

所有権の設定をする者 北海道農業公社

管理権の種類内容は売買です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、碧水198番地1 外1筆

田が2筆で 面積は 19,338 m²となっております。

資料2ページに航空写真、4ページに要件確認のチェックリストを載せておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
番号 7-6 について、承認とされる方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-6 について承認といたします。
次に番号7-7 について説明願います。

事務局長

13ページをご覧ください。
番号 7-7
所有権の設定を受ける者 ○○ ○○ ○○
所有権の設定をする者 北海道農業公社
管理権の種類内容は売買です。移転時期及び支払期限は記載のとおりで
す。
土地の所在は、板谷100番地2 外11筆です。
田が9筆、畑が3筆で 面積は 43,436㎡となっております。
資料5ページに航空写真、6ページに要件確認のチェックリストがあり
ますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号7-7について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-7について承認いたします。
次に番号7-8について説明願います。

事務局長

14ページをご覧ください。
受理番号 7-8
所有権の設定を受ける者 ○○ ○○ ○○
所有権の設定をする者 北海道農業公社
管理権の種類内容は売買です。移転時期及び支払期限は記載のとおりです。
土地の所在は、岩村119番地3 外21筆
田が20筆、畑が2筆で 面積は 78,480㎡となっております。
資料7ページに航空写真、8ページに要件確認チェックリストがありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号7-8について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-8について承認といたします。

次の日程第9 議案第13号で、○○○○、○○○○、○○○○に議事参与の制限が掛かります。

議 長

日程第9、議案第13号 農地所有適格法人の要件確認について、事務局より説明願います。

事務局長

15ページをご覧下さい。
議案第13号 農地所有適格法人の要件確認について

農地法第6条第1項の規程により報告のあった別紙農地所有適格法人について、同法第2条第3項の規定に基づく要件の確認のため審議する。

令和7年5月22日提出

16ページをご覧下さい。

現在、農地法第3条許可等により農地を所有・利用しており、設立から1年以上経過する農地所有適格法人は18法人であり、それらの法人は毎年事業の状況その他定める事項を毎年農業委員会に報告する義務があります。

資料9ページをご覧下さい。農地所有適格法人の要件として、次の4つの要件全てを満たすことが必要となります。各要件については資料でご確認ください。

確認書の提出を受け、その法人が要件を満たしていない、満たさなくなる恐れがある場合は農業委員会として勧告等を行うこととなります。資料10ページから27ページまで各法人の確認書を付けております。事務局にて要件確認を行い、各要件の適否欄に○を付してありますので、確認書の内容を含め、ご審議頂きたいと思っております。以上説明とさせていただきます。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第9 議案第13号 農地所有適格法人の要件確認について承認いたします。

ここで〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の議事参与の制限を解きます。

議 長

以上で、本日総会の報告審議案件は全て終了いたしました。

これで第5回農業委員会総会を終了いたします。

議 長

9 番委員

1 番委員
